

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	生物多様性条約拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	172,213千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国際連合環境計画（UNEP）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行していることを背景に、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになった。1990年11月以来7回にわたり開催された政府間条約交渉会議等における交渉を経て、1992年6月生物多様性条約（CBD）は採択された。本条約は生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。2018年4月末時点の締約国数は、194か国、欧州連合（EU）及びパレスチナ。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出金は、資金管理を行うUNEPを通じてCBD事務局に送られ、運営経費等、同事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本は締約国会議（COP）等において発言権を確保することが可能になり、COP等における決定案等の規範設定の議論における交渉を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、CBD事務局によるCOPの開催準備、COPの決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国への支援、普及啓発、情報提供等の業務を支援し、CBDの目的の達成に向けた国際的なルール作りの推進を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年に愛知県名古屋市において開催された第10回締約国会議（COP10）において策定された2020年までの生物多様性に関する目標である「愛知目標」を踏まえて、各締約国が同目標の内容を組み込んだ生物多様性国家戦略を策定・改訂し、これを実施する等の取組がなされている。 ・2014年に発行された「世界生物多様性概況第4版」では愛知目標の達成状況に関する中間評価が行われ、「愛知目標」の20の目標の内、4つの目標が一定程度達成されたと評価された。 ・2016年12月にメキシコで開催されたCOP13では、「愛知目標」の20の目標の内、顕著な進展があった目標がある一方で、4つの目標達成に向けた進捗が不十分又は限定的であることを確認し、締約国に取組の強化を要請した。 ・他の生物多様性関連条約（ワシントン条約（CITES）、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、国際植物防疫条約（IPPC）、ラムサール条約、世界遺産条約、移動性野生動物種の保全に関する条約（CMS））と連携しつつ、生物多様性保全と持続可能な利用に関する取組を進めている。 ・日本は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力開発のために、COP10を契機にCBD事務局に設立した生物多様性日本基金を通じて、途上国による生物多様性国家戦略の策定・改定や、外来生物対策、植物保全戦略、保護区、海洋の持続可能な利用、生物多様性の主流化、伝統的知識の活用等、生物多様性保全に関わる取組のための能力開発ワークショップを開催し、途上国の生物多様性保全に寄与している。同基金を通じた途上国の能力開発支援は、COPの場等において、高い評価を受けている。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年12月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告・報告・提出月：2017年12月（2016年度） ・本拠出の資金管理を行うUNEPに対し2015-2016年に国際機関評価ネットワーク（MOPAN）による評価が行われたが、この評価において、CBD事務局に関する言及はない。 ・2012年から2016年にかけて、愛知目標の実施を強化するためにCBD事務局機能の見直し作業が行われ、部局の統廃合が行われる等の機能改革が実施された。 ・日本は、2015-2016年に条約実施に係るビューロー（議長団）メンバーを務めており、上記の事務局機能の見直し作業にあたっては厳しくチェックを行い、2016年12月に開催されたCOP13の予算委員会においても、事務局の効率的な人材配置、ポストの整理、経費削減、事業の優先順位付けに関し積極的に議論に参画した。 						

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全，生物多様性の構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は日本のみならず世界全体にとっても有用であるところ，地球上の生物多様性の保全等を主導する CBD への拠出は重要。 ・隔年で開催される COP 及び毎年開催される COP の準備会合に恒常的に出席し，国際的議論の動向を踏まえつつ，日本の立場に即した意思決定がなされるよう，議論に参画している。また，本事務局への拠出を通じ，日本外交の重要分野である生物多様性を含む地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり，本拠出は非常に重要。 ・COP 等での交渉において日本の立場を主張することにより，事業計画や予算に関するものを含む各種の意思決定において，日本の意見が反映されるよう努めている。例えば，2017 年 12 月に開催された CBD の第 21 回科学技術助言補助機関会合では，CBD の 2050 年ビジョン達成に向けた取組や，CBD 下で新たに扱うべき事項等に関して日本より意見を表明し，同会合から COP への勧告文書等にそれが反映された。 ・事務局の活動及び予算は，日本を含む締約国が出席する COP において決定されており，締約国として各種の意思決定に参加する地位を有している。 ・本件拠出金は事務局の運営予算が中心であり，日本による二国間支援との重複はない。生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分は，日本のみでは解決し得ない問題であり，国際社会が協力して取り組んでいく必要がある。 ・CBD の COP 等には，NGO や関係業界がオブザーバーとして参加している。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち， 日本人職員数	うち， 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
194 か国，EU 及びパレスチナ							
53							
2							
0							
3.8%							
3							
1							
その他特記事項：							
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	COP にて予算案の策定及び承認。					
	DO	拠出金の支払，各種会議及び文書を通じた CBD 事務局の活動のモニタリング。					
	CHECK	外部監査，報告書等に基づき運営・活動を評価。					
	ACT	各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。					
・各国からの分担金は，一般会計に組み入れられるため，日本からの分担金のみを特定することはできない。							
担当課室名	地球環境課						